

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第一日（五月二十九日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

書記 佐藤 喜幸

△会場 川越地区消防局 三階講堂

” 武笠 浩
” 岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	中原 秀文 議員
委員	関口 勇 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午前九時五十五分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達して
おりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

三月二十六日の会議では、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員
会の検討状況及び川越地区消防局・川越北消防署新消防庁舎整備基本構
想について、資料をもとに説明を受け、今後どのように調査を進めるか
を協議し散会いたしました。

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次 長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳

△委員会に出席した職員

書記長 小森谷 昌弘

以上が本日の予定であります。
これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することに
ついて、今後の進め方と次回の会議の日程を決めて特別委員会を閉じ
させていただきます。

ついて審査に入ります。

初めに、建設候補地についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

総務課長

建設候補地について御説明申し上げます。

資料一、建設候補地の選定についてをごらんください。

一、建設候補地の考え方でございます。

建設候補地については、建設エリアの検討により選定した国道二五四号エリアにおいて、基本構想に示す一万五千から二万平米程度の土地を確保できる場所とします。また、消防施設としての特性上、各方面への交通アクセス、大規模災害時の受援、水害時の浸水リスク等を考慮し、国道二五四号に隣接もしくは近接する場所が適している場所と考えられます。

次に、国道二五四号エリアにおける現在の土地利用状況でございますが、国道の隣接地及び西側については市街化区域であり、既に住宅や店舗等として利用されており、広範な土地の確保は難しい状況であることから、東側の農地を検討する必要があります。なお、周辺の農地は一帯が農業振興地域となっており、候補地の選定には、農業への影響を最小限に抑えるため、農業振興地域の農用地区域外もしくは農用地区域の縁辺部である必要があります。

以上のような考え方でございます。

続いて、二、建設候補地の抽出。(1)抽出条件の設定でございます。

建設候補地の考え方をもとに抽出条件を設定し、条件を満たす土地を候補地として抽出します。抽出条件は、以下の三つを設定いたしました。

一つ目に、一万五千平米から二万平米程度の面積を極力、物件移転を伴わずに確保できる場所であること、二つ目に、前面道路は、大型車両に対して十分な幅員が確保されていること、三つ目に、農振地域内の農

用地区域外もしくは農用地区域の縁辺部であることといたします。

次に、(2)建設候補地評価基準及び採点基準の設定でございます。

建設候補地を客観的かつ公平に評価するため、評価基準及び採点基準を設定します。配点はそれぞれ一点から三点とし、全ての評点の合計点を求めるものとします。

評価項目につきましては、活動性として四項目、敷地の形状として二項目、財政負担として三項目、周辺環境として五項目に分類し評価するものとします。

次に、評価基準及び採点基準でございます。

まず、活動性の伝統的建造物群保存地区を含む中心市街地に対する消防力についてでございます。

川越北消防署の受け持つ中心市街地のほぼ中心となる幸町の埼玉りそな銀行までの距離を現庁舎からの距離と比較し評価するものとします。近いが三点、同等が二点、遠いが一点とします。

次に、北部地区への消防力についてでございます。

川越北消防署が受け持つ北部地域までのほぼ中心となる北部地域ふれあいセンターまでの距離を現庁舎からの距離と比較し評価するものとします。近いが三点、同等が二点、遠いが一点とします。

次に、東部地域への消防力についてでございます。

川越北消防署が受け持つ東部地域のほぼ中心となる埼玉医科大学総合医療センターまでの距離を現庁舎からの距離と比較し評価するものとします。近いが三点、同等が二点、遠いが一点とします。

次に、周辺の渋滞状況でございます。

候補地に面する道路及び直近の国道二五四号交差点周辺の渋滞状況について評価するものとします。ほとんど見られないが三点、時間帯により発生するが二点、常態的に発生するが一点とします。

次のページに移りまして、次に、敷地の形状でございます。

建物や訓練施設を効率よく配置できる形状であるか、想定整形地に対するかげ地割合の程度により評価するものとします。かげ地部分一〇％未満が三点、かげ地部分一〇％から二〇％未満が二点、かげ地部分が二〇％以上が一点とします。

次に、主要な接面道路の間口でございます。

緊急車両の出動経路を十分に確保できるか、主要な接面道路の間口の広さにより評価するものとします。百メートル以上が三点、五十メートルから百メートル未満が二点、五十メートル未満が一点とします。

次に、財政負担の道路・水路のつけかえ等の必要性でございます。

候補地の敷地内において道路・水路のつけかえが必要か、その要否について評価するものとします。不要が三点、道路または水路のいずれかがつけかえが必要が二点、道路・水路の両方がつけかえが必要が一点とします。

次に、公共下水道の利用でございます。

敷地が公共下水道計画の範囲内にあるかについて評価するものとします。敷地全体が計画区域内が三点、敷地の一部が計画区域内が二点、敷地全体が計画区域外が一点とします。

次に、移転補償の必要性でございます。

土地取得に際し移転補償が必要となる農地以外の物件の件数について評価するものとします。なしが三点、一から二件が二点、三件以上が一点とします。

次に、周辺環境の周辺住宅への影響でございます。

敷地の計画区域の周辺五十メートル以内存する住宅ほどのぐらいるか、軒数により評価するものとします。五戸未満が三点、五から十戸未満が二点、十戸以上が一点とします。

次に、ヘリポートでございます。

ヘリコプターの離着陸への影響はあるか、影響の程度により評価するものとします。影響がない、着陸・離陸経路を一方方向に二路確保できるが三点、影響が少ない、着陸・離陸経路を異方向であれば二路確保できるが二点、影響が大きい、着陸・離陸経路を一路しか確保できないが一点とします。

次に、周辺農地への影響でございます。

周辺の農地における農業振興上の支障はないか、農振地域農用地区域外、農振地域農用地区域縁辺部（市街化区域境）、農振地域農用地区域縁辺部の別により評価するものとします。農振地域農用地区域外が三点、農振地域農用地区域外縁辺部（市街化区域境）が二点、農振地域農用地区域縁辺部が一点とします。

次に、洪水ハザードでございます。

前面道路の洪水時の浸水想定はどのぐらいか、国土交通省が公表する荒川洪水時の浸水想定区域の範囲により評価するものとします。想定最大規模で浸水想定区域外が三点、想定最大規模で浸水想定区域内だが計画規模の浸水想定区域外が二点、計画規模の浸水想定区域内が一点とします。

なお、想定最大規模につきましては、浸水の発生確率が千年に一度以下の規模、計画規模につきましては、浸水の発生確率が百から二百年に一度の規模でございます。

次に、地震ハザードでございます。

関東平野北西縁断層帯地震発生時の想定震度について、埼玉県が平成二十五年度に行った地震被害想定調査における想定震度により評価するものとします。五強が三点、六弱が二点、六強が一点とします。

以上が資料一、建設候補地の選定についてでございます。

続きまして、資料二、建設候補地評価表をごらんください。

資料一の建設候補地評価基準及び採点基準を取りまとめたものでございます。

続きまして、資料三、建設候補地抽出エリア図をごらんください。

国道二五四号の東側エリアで宮元町交差点付近から博物館交差点付近までの間で、円で示したエリアが候補地抽出のエリアになります。このエリアから条件に合う地点を候補地として抽出することといたします。

なお、現時点でお示しできる候補地につきましては、このエリアの範囲内でございます。

以上、雑駁ではありますが、建設候補地についての説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

明ヶ戸亮太委員 御説明ありがとうございました。

今この配点のところを御説明いただきましたので、わかりやすいところですと、例えば財政負担のところなんですけれども、例えば道路・水路のつけかえのところが二点だったとします。で、移転補償の必要性も同じく二点だったときに、それぞれ必要となる財政的負担というのは異なるのかなと思うのですが、そのあたりってどうでしょうか。

消防局次長 確かにおっしゃられるとおり、それぞれ費用の面では同じ二点でも片

方、道路・水路のつけかえのほうよりも物件補償のほうが金額的にはかかってしまうところはあると思います。しかしながら、この評価に関しましては、あくまで点数で評価をさせていただいて、全ての評価の合計が多いものを有利とさせていただくというふうに考えております。明ヶ戸亮太委員 財政負担の場合、金額的なものに負担がどれだけあるかという

ころなので、同じ、例えば合計が三点になりました、六点になりましたと言っても、結果としてその財政負担はその点数の組み合わせによって変わってきてしまうわけなので、その件が一点心配だなと思ったのと、敷地の状況にしても、例えばかけ地のところで三点と接面道路ですと、重要性が異なってくると思いますので、こちらの点数で最終的に配点をするというのは理解をさせてもらったんですけれども、最終的には少し参考となる、じゃ、どの項目においては三点でしたよとか、どの項目においては二点でしたというものも参考資料としてつけていただけるとわかりやすく判断ができるかなと思いますので、これをぜひお願いしたいなと思います。

消防局次長 わかりました。そのような形で御報告できるようにしていきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

柿田有一委員長 そのほかどうでしょうか。

片野広隆委員 今の明ヶ戸さんの話に関連しちゃうんですけれども、可能性としては低いと思うんですけれども、幾つか候補地があつて同点になったときに優先評価項目ってないってことでよろしいんですか。本当に合計点だけで判断していくと、低い確率でしょうけれども、同点になったときというのは、どの評価項目が優先されるというのはあつてもいいのかなと思うんですけれども、現状だと優先評価項目なしで合計点で切っていくということではよろしいんでしょうか。

消防局次長 この基準評価、それと採点基準を決めるに当たりまして、いろいろ検

討委員会等でも議論していただいて、活動性についての配点を高くすることも一つの方法ではないかと、消防にとつて活動性が一番重要ではないかという意味で、それについての議論がありました。しかしながら、恣意的に見られる可能性もあるということで、検討の結果、同じ配点とさせていただきます。

同点の場合というところでは、どちらをとるといふところまでは結論は出ておりませんが、同点の場合のことについては、確かに議論はされておられません。

片野広隆委員 一点、二点、三点というその配点は、特段どう言うつもりはないんです。それぞれの基準で一点、二点、三点つけていくというのは、それはそれで結構だと思うんですけども、総合計点が同じ点数になったときには、活動性を優先するのか財政負担を優先するのか、その優先評価項目、どちらを優先するのかということ、多少内部で話をしておいていただいてもいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

消防局次長 今の点につきまして、検討委員会のほうでも活動性に優位を置くというところは、配点の点数を例えば四点、二点、一点にするとかということも議論はあったんですけども、それをしなかつたというところは、先ほど御説明申し上げましたけれども、活動性がやはり重要だろいうところでは認識が一致しているところがございますので、その辺を考慮していければなというふうには考えております。

柿田有一委員長 そのほかどうでしょうか。
よろしいですか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で建設候補地についてを終了いたします。
次に、建設スケジュールについてを議題といたします。
御説明をお願いいたします。

総務課長 建設スケジュールについて御説明させていただきます。
資料四、消防局・北消防署新庁舎建設全体スケジュールをごらんください。

最初に、供用開始でございますが、最短で平成三十七年度四月を目標としております。

次に、各年度の作業内容でございますが、平成三十七年度四月の供用開始に向けて必要な工程を各年度で整理いたしました。

主な事業内容でございますが、本年度は建設候補地の調査・研究・決定、基本計画の策定及び建設用地の交渉、消防組合規約の改正。次に、平成三十一年度、用地測量、基本設計。平成三十二年度、不動産鑑定、用地取得、実施設計。平成三十三年度、造成工事。平成三十四年度から三十六年度の間は本体建設工事の計画でございます。

なお、本年度計画しております消防組合規約の改正についてでございますが、これまで消防組合での土地の購入及び所有はございませんでしたが、消防組合が事業主として土地収用事業の認定を受けますと、地権者への所得税の特別控除が適用されること、さらに、土地購入費用として地方債を充当することができるなどのメリットがあることから、今回、消防組合で土地を購入し所有する方向で川越市及び川島町で規約改正を含め協議を進めているところでございます。

今後、方向性が決まり次第、御報告させていただきます。
以上、雑駁でございますが、消防局・川越北消防署新庁舎建設全体スケジュールの説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。
委員の皆様から御質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

中原秀文委員 平成三十年度中に建設用地の調査・研究・決定というところまで行うということで、このスケジュールには記載されていますけれども、説明ではこの用地のエリアは大体決まったということでしたが、その中で具体的な場所は、ある程度絞られてきているのかお伺いいたします。

消防局次長 現在、候補地の調査等を進めるための準備をしているところでございまして、具体的な候補地につきましては、基本的には、地権者の意向を確認し同意が得られる見込みがございましたら、その時点で御報告をさせていただきますというふうにご考えているところでございます。

それらの事務につきましては、当組合としては経験がございませんので、川越市のほうの知識、技術、経験等を有する職員の方の御協力を得ながら前向きに進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

中原秀文委員 地権者の意向を確認しながらということ、ある程度は絞られてきているというふうにご理解してよろしいか、お伺いいたします。

消防局次長 そのとおりです。

中原秀文委員 きょうの段階では、場所を示すことはできないけれども、大体決まっているという、理解でよろしいかお伺いいたします。

消防局次長 優先的にこのことというところは、そこで地権者の同意を確認しようというところは決定しているところでございます。

中原秀文委員 ということは、きょうは具体的な場所はお示しはできないという理解でよろしいでしょうか。

消防局次長 申しわけありません。おっしゃるとおりでございます。

中原秀文委員 わかりました。

次に、平成三十年度で場所の決定というところまで書かれてありますので、大体いつごろを目途に決定をされる予定かお伺いいたします。

消防局次長 先ほど申し上げましたけれども、優先的にこのことというところの土地につきまして地権者の意向をこれから先確認をさせていただいて、同意が得られる見込みがございましたらということ、先ほど申し上げましたけれども、何分にも相手がいること、でございますので、どの程度の期間を要

するかは、申しわけありません、具体的には現在申し上げませんが、できるだけ速やかに御報告申し上げられるよう事務を進めていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

中原秀文委員 そのあたりのことは理解はできていますけれども、ただ、ある程度、目標を定めて進めていかないとなかなか決まるものも決まらないということがあると思います。今、できるだけ速やかということでおっしゃっていましたけれども、目標を定めるといことは重要だと思っておりますので、そのあたりも考慮していただいた上で進めていただければと思います。

次に、建設用地取得に係る規約を改正するというところで、すでに説明にあつたかもしれませんが、改めて確認させていただきたいんですけれども、どのように規約を改正するのか、確認させていただければと思います。

消防局次長 消防組合の規約改正についてでございますが、消防組合の負担金の負担割合は、消防組合規約第十五条第二項により川越市、川島町は九対一と規定されております。これまでの消防組合の消防署、分署の建設用地につきましては、川越市、川島町の行政区にかかわるものについて、それぞれの市、町が十割支出して取得しておりました。今回につきましては、消防本部機能、それから訓練施設の機能、それと訓練場など、用地に関しては市、町に共通する用地として整理することができるところで、そのため、消防組合で用地を取得することで、経費負担についての規約改正を含めて川越市と川島町で協議を進めているところでございます。

さらに、この組合規約の関係でございますが、整いましたら川越市と川島町議会において、それぞれ御議決をいただくということになります。

以上でございます。

中原秀文委員 理解をさせていただきました。

そのあたりの時期も、用地の決定等を含めて大体の時期というのはまだ未定だというそういう理解でよろしいでしょうか。

消防局次長

現在、川越市と川島町で協議を進めているところでございまして、それにつきましては、今年度中にはということとところで連絡をいただいているところでございますので、そのようになるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

中原秀文委員 今年度中ということで理解はしますが、早目、早目に対応していくことが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に一点お伺いしたいのですが、次の検討委員会というのはいつごろを予定されているのか確認させていただければと思います。

消防局次長

このところ前回の検討委員会の中では候補地の関係が議題になりましたけれども、今後、検討会で検討する部分につきましては、その後の庁舎の規模、それと機能、訓練施設等についてが委員会で検討する事項となつてまいります。今年度消防組合の予算で基本計画策定支援業務委託の予算が付与されておりますので、用地の見込みができましたら次には、先ほど申し上げました庁舎の機能、規模、訓練施設ということになりますので、次回の検討内容はそういうふうになりますけれども、時期的には、今、具体的に何月というところは申し上げられませんが、できるだけ早く、八月ぐらいにはということでは考えているところでございます。

以上でございます。

中原秀文委員 今、八月ぐらいということでお話が出ましたけれども、先ほどの用地の決定というのがないと先に進められないので八月ぐらいだろうとい

うことだと思うのですが、ということ、八月ぐらいまでには何とか用地も決定していきなというそういうことで理解してよろしいかお伺いいたします。

消防局次長

そのようにしていきたいというふうに考えてはおります。

中原秀文委員

結構です。ありがとうございます。

柿田有一委員長

他に御質疑ございますか。

片野広隆委員

さきの委員さんの質問の中で、消防規約の関係で各議会で議決とい

う話があったんですが、三十七年度まで、ここに記載されている中で議決を要するものというのは、ほかに何かありますか。予算は別にして。

消防局次長

予算は別としてですね。予算は別としてでやると、議決を要する関係

では三十二年度の用地取得、それから三十二年度にございます道水路つけかえについては、つけかえもしくは廃路等の場合がございますと議決を要する案件となっております。

その二点というふうに考えております。

片野広隆委員

二点の建設工事の請負契約は入らないんですか。

消防局次長

予算の関係はもう当然入ります。

片野広隆委員

請負工事契約は予算じゃないでしょう。

消防局次長

工事については、当然、議決案件になりますので、よろしくお願

いたします。

片野広隆委員

ありがとうございます。

同じ話になっちゃうんですけど、建設用地、建設候補地について八月という一定のめどを示していただいて、大変我々も心強い話なんですから、どうしてもどうしてもこうした大型事業の候補予定地でそういう選定になると、さまざまな周りからの干渉ですとか、その用地近隣の方向士のいろんな話も出てきてしまうので、極力選定、用地が決まるまでは外

に情報が漏れないように進めていただければと思いますので、よろしく
お願ひします。

柿田有一委員長 他に御質疑ございますか。

小ノ澤哲也委員 最短でのスケジュールということで、いわゆる三十年度に用地取得、場所を決定したいということですが、現在、先ほどの御答弁、地権者の意向確認をしながらということですけれども、このエリア内の地権者というのは、参考までに何人ぐらいいらっしゃるんですか。

消防局次長 申しわけありません。この資料三でお示しをいただきました候補地抽出エリアとしてここに何名の地権者がいらっしゃるかどうかというのは、申しわけありません、今ここではお答えすることはできません。

小ノ澤哲也委員 先ほどの話だと、消防局というより川越市の職員関係の協力を得て意向確認をしていきたいということですが、川越市のほうでは、押さえているという認識でいいですか。

消防局次長 この楢田の赤の中の地権者数を全て押さえているかということでは、そこまでは全てはないというふうに考えております。

小ノ澤哲也委員 ある一定の地権者の誰に当たるべきかという部分がわからないと動きができないはずですよ。どの程度把握しているのかなと思つたものですから、聞きたかつたんですけれども、いずれにしても、じゃ、これからしっかりと把握しながら進めていくという話ですか。

消防局次長 はい。

柿田有一委員長 今の話にかかわりますが、すぐに作業、以降、現場に入れるような状況になっているのかどうか確認できるかなと、そういう意図だと思ふので、ポイントをある程度絞って、抽出されたエリアの地権者がどれぐらいというようなことを含めて、すぐに手続というか現場に入れるような状況になっているのかどうかについてお答えいただければいいと思います。

消防局次長 申しわけありません。絞り込んだところにつきましては、入れる段取りになっているところがございます。

以上でございます。

柿田有一委員長 他に御質疑ありますでしょうか。

関口 勇委員 ちよつとこの三十二年決定をしまして三十二年用地取得ということなんですけれども、これ早まるというようなことも工夫して考えておられるかどうか。といいますのは、逆の立場で僕は土地を提供した経過をお話ししますと、やっぱり決めたら早く取得するほうがいろいろ、さつきいろんな話が出てますけれども、計画もスムーズにいくんじゃないかと思うので、なるべくこの用地取得は短期間で持つていくような手法を考えられたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、日数でカウントするのかなりになりますから、そうするとまたさっきのいざごさじゃないんですけれども、いろんな情報で計画を実施できない場合が考えられますんで、そこら辺を努力をお願いしておきたいなというふうに思います。

以上です。

消防局次長 このスケジュール、資料四で示させていただきました、現時点で想定できる最短のスケジュールというところで示させていただきました。財政上の関係から、これ以上早く実施するということは、なかなか困難な状況というところでございます。

柿田有一委員長 体制上の問題、先ほどお話がありました、用地取得等で消防局だけではなかなか現地に入りづらいところもありますが、この点については、先ほど要望されているということですが、ある程度そういうふうの手だてがとられるという見込みは立っているのか、市、町側の意向というんでしょうか、協力は得られる見込みなのか、その点についてはどうでしょうか。

消防局長

今の関係でございますが、市、町のほうには協力依頼のほうは実際しております。消防職員は、用地取得だとかそういう形につきましてはノウハウが足りませんので、そういう形では市のほうの事務局、防災危機管理室等がございますので、そちらのほうで、うちのほうが実施していく

こと、例えばそのほうの協力依頼のほうは実施を依頼してございます。

柿田有一委員長 先ほど質問があったところに絡むんですが、少なくとも現地に意向確認に入ることですから、これは川越市の職員が協力していただいて現地に入ることかどうか、消防局の皆さんが現地に入るのか市の方に少し協力いただいて現地に入るのかという確認ができればいいかなと思っております。意向確認はどちらがやられるのか。

消防局長

その件につきましては、栗原副管理者が委員会の委員長でございまして、打ち合わせ等を実施させていただいております。そのときに栗原副管理者のほうから指示をとということでは要望を入れていただいているような状況でございます。

柿田有一委員長 わかりました。ある程度手だても協力していただけるといような認識でよろしいですか。

消防局長

はい、そのようにお願いしてございます。

柿田有一委員長 結構です。

他に御質疑ございますか。

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で建設スケジュールについてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 休憩中に御協議いただきましたとおり、次回の委員会では、新消防庁舎建設に係る負担の割合もしくは新消防庁舎の建設候補地の決定に

ついて報告を受けることでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのようにいたします。

次回の日程については、私のほうで調整させていただきますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で今後の進め方についてを終了いたします。

○散 会 午前十時三十八分